

令和6年度

特定健診・特定保健指導における事故発生時の手順書

特定健診・特定保健指導における事故発生時の対応等について

1 事故発生を把握した実施機関の対応

実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、その処理に当たる。

2 協議の手順

当該事故について、実施機関に故意又は重過失のない限り、契約書第 11 条第 2 項に基づきその負担と責任について協議することとなるが、その手順は次のとおりとする。

- ① 実施機関は、当該事故について実施機関に故意又は重過失のないことの説明資料を準備する。
- ② 実施機関は、甲（健康保険組合連合会大阪府連合会会長）及び乙（大阪府医師会会長）に、契約書第 11 条第 2 項に基づく協議を行いたい旨、連絡する。
- ③ 協議の日程・場所についての調整は、実施機関、甲（健康保険組合連合会大阪府連合会会長）及び乙（大阪府医師会会長）で行う。

3 その他

1 及び 2 に定めがない事項が生じたときは、必要に応じて、実施機関、甲（健康保険組合連合会大阪府連合会会長）及び乙（大阪府医師会会長）で協議するものとする。

令和6年4月1日

委託者（甲）

健康保険組合連合会大阪府連合会ほか910 保険者
契約代表者

健康保険組合連合会大阪連合会

大阪市西区土佐堀1-2-10 山文ビル3階

会 長 久保 俊裕

受託者（乙）

一般社団法人 大阪府医師会

大阪府大阪市天王寺区上本町2-1-22

会 長 高井 康之